

令和8年度の年金額改定について 前年度から 国民年金（基礎年金）が1.9%の引上げ 厚生年金（報酬比例部分）が2.0%の引上げ

総務省から「令和7年平均の全国消費者物価指数」が公表され、それを踏まえて令和8年度の年金額の引き上げが決定されました。

国民年金（基礎年金）は1.9%、厚生年金（報酬比例部分）は2.0%の引き上げとなります。

令和8年度の年金額例

	令和7年度	令和8年度
国民年金（満額）	69,308円	70,608円（+1300円）
厚生年金（夫婦2人世帯のモデル家庭）	232,784円	237,279円（+4,495円）

【年金額改定のルール】

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年改定する仕組みとなっています。物価変動率（3.2%）>名目手取り賃金（2.1%）の場合は、現役世代の負担能力に応じた給付とするため、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和8年度の年金額改定は、名目手取り賃金変動率（2.1%）を用いて改定します。

また、令和8年度のマクロ経済スライドによる調整は国民年金（基礎年金）が▲0.2%、厚生年金（報酬比例部分）が▲0.1%実施されます。よって令和8年度の年金額改定率は、国民年金は1.9%、厚生年金は2.0%となります。

【令和8年度の参考値】

- ・物価変動率・・・・・・・・・・・・・・・・・・3.2%
- ・名目手取り賃金変動率・・・・・・・・・・2.1%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率・・・▲0.2%



※マクロ経済スライド: 公的年金被保険者数の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスになる場合に改定率から控除する仕組みで平成16年の年金改正から導入されました。

※マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.2%）

= 公的年金被保険者総数の変動率（0.1%）+ 平均余命の伸び率（▲0.3%）
（令和4年～6年度の平均） （定率）

令和7年の年金制度改正により、厚生年金（報酬比例部分）の調整率は、▲0.1%となります。

【国民年金保険料について】

国民年金保険料は平成29年度に上限（平成16年度水準で16,900円）に達し、引き上げが完了しています。次世代育成支援のため、令和元年度分より100円引き上げられ17,000円となりました。実際の保険料は平成16年度分水準を維持するため、名目賃金の変動により毎年度改定されます。

	令和 8 年度	令和 9 年度
法律に規定された保険料 (平成 16 年度水準)	17,000 円	17,000 円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との差)	17,920 円 (+410 円) ※令和 7 年度は 17,510 円	18,290 円 (+370 円)

【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と在職老齢年金の合計が、支給停止調整額を上回った場合に、賃金増加 2 に対し老齢厚生年金額を 1、支給停止する仕組みです。

支給調整停止額は、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 8 年度の支給停止調整額は以下のとおりです。

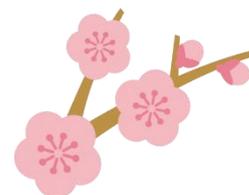
	令和 7 年度	令和 8 年度
支給停止調整額	51 万円 ※令和 6 年度は 50 万円	65 万円

【その他物価変動に応じた改定ルール】

次の手当などは、令和 7 年の物価変動率（3.2%）に基づいて引き上げられます。

- ①障害者などに対する給付：特別障害給付金、特別児童扶養手当、特別障害手当、障害児福祉手当
- ②原子爆弾被爆者に対する給付：健康管理手当
- ③年金生活者支援給付金法に基づく給付：老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金
- ④母子家庭・父子家庭などに対する給付：児童扶養手当

以上、詳細については各種行政窓口にお問い合わせください。



施設経営の Q&A ①

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

年金は何歳からもらえば良いのか？

年金は何歳からもらったらよいかよく聞かれますが、何歳まで生きるかわからないので、はっきりとは答えられないが、人の寿命については、統計上では以下の通りで参考にしてください。

- (1) **平均余命**：生命表は、ある期間における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が 1 年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものである。これらの指標は、男女別に各年齢の人口と死亡数を基にして計算しており、現実の年齢構成には左右されず、死亡状況のみを表している。したがって、死亡状況を厳密に分析する上で不可欠なものとなっている。また、0 歳の平均余命である「平均寿命」は、全ての年齢の死亡状況を集約したものとなっており、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されている。令和 6 年は男 81.09 歳、女 87.13 歳
- (2) **寿命中位数**：生命表上で、出生者の内ちょうど半数が生存すると期待される年数を寿命中位数といい、男 83.89 年、女 90.04 年となっている。平均寿命に比べ、男は 2.79 年、女は 2.91 年上回っている。
- (3) **最多死亡年齢**：令和 5 年の死亡ピーク年齢は、男が 87 歳、女が 90 歳となっており、いずれも平均寿命より高年齢になっている。

施設経営のQ&A②

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

社会福祉連携推進法人（3）

社会福祉連携推進法人のガバナンス態様及び会計基準上の勘定科目について教えてください。

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年4月1日から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されています。

① 社会福祉連携推進法人のガバナンス

ガバナンスをまとめると次の通りです。

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事・会計 監査人	社会福祉連携推進評議会
位置 付け 等	・法人運営に係る 重要事項の議 決機関 ・社員の過半数は 社会福祉法人 ・議決権の過半数 は社会福祉法 人	・法人の代 表、業務 の執行機 関	・業務執行の決 定、理事の職 務執行の監督 機関 ・理事6名以上	・理事の職務執 行の監査機関 ・監事2名以上 ・会計監査人 は、収益30億 円又は負債60 億円超の場合 には必置	・社会福祉連携推進業務の実施 状況等に関する意見具申・評 価機関 ・社会福祉連携推進区域の福祉 の状況の声を反映できる者を 必ず入れる ・業務に応じて、福祉サービ ス利用者団体、経営者団体、学識有 識者等から構成

② 「基準」上の勘定科目の追加

社会福祉連携推進法人と社会福祉法人との取引（主に資金貸付）の発生を前提として「基準」上に勘定科目が追加されました。

以下、法人単位計算書類について、追加された科目を示すと次の通りです。

〈法人単位資金収支計算書〉

- ・社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入
- ・社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出
- ・社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入
- ・社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出
- ・社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入
- ・社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入
- ・社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出
- ・社会福祉連携推進業務長期貸付金支出

〈法人単位事業活動計算書〉

- ・社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益
- ・社会福祉連携推進業務借入金支払利息

〈法人単位貸借対照表〉

- ・1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金
- ・社会福祉連携推進業務短期貸付金
- ・社会福祉連携推進業務長期貸付金
- ・社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金
- ・1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金
- ・1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金
- ・社会福祉連携推進業務設備資金借入金
- ・社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金

